

貸付金返済 任意免除申請書

	返済不要の条件	申請に必要な書類	返済が免除される金額
① ☐	貸付金借入後、生活保護を受給している場合	福祉事務所が発行した生活保護受給開始日が記載された生活保護受給証明書のコピー	すでに返済した金額を除いた緊急小口資金と総合支援資金(初回分/延長分)の全額
② ☐	精神保健福祉手帳(1級)、又は身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている場合	本人であることがわかる部分の手帳のコピー	
③ ☐	療育手帳(区分A1もしくは区分A2)の交付を受けている場合	本人であることと区分がわかる部分の手帳のコピー	
④ ☐	貸付金借入後、借受人が死亡した場合	死亡診断書や住民票の除票火葬許可証のコピー	貸し付けをしている資金の全額(すでに返済した金額を除く)
	申請者名 連絡先 - -		
	申請者住所 借受人との続柄		
⑤ ☐	貸付金借入後、自己破産の手続きが完了し、免責が確定した場合	裁判所が発行した免責許可決定の通知書のコピー	自己破産が決定する前に貸し付けている資金の全額(すでに返済した金額を除く)
⑥ ☐	貸付金借入後、借受人が失踪宣告されている場合	警察署が発行した行方不明届受理証明書、もしくは職権削除された戸籍の附票のコピー	すでに返済した金額を除いた緊急小口資金と総合支援資金(初回分/延長分)の全額

申請日 年 月 日

氏名	(借受人)	借受人 生年月日	□昭和 □平成 □西暦
			年 月 日(歳)
住所	(借受人)〒		
連絡先	□携帯 □自宅	(借受人)	- -

(ダウンロード用)